

豊田市立東広瀬こども園ほか1園増築園舎等取得事業

事業者募集要領

豊田市

第1 事業の概要

1 事業の目的

子育て支援事業（保育所）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9第2項及び第45条の2の規定及び豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない未就学児及び就学前の経験として集団保育を目的とする幼児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るために実施する事業である。

令和5年度から導入する育休退園制度の廃止により、今まで退園していた園児が、退園することがなくなり、定員数が圧迫する見込みがある。引き続き、保育が必要な家庭に十分な保育を提供することができ、安定的にこども園を運営していくことが課題となっている。

豊田市立東広瀬こども園及び豊田市立若園こども園は、育休退園制度の廃止及び近隣の宅地開発により定員数を拡大する必要があることから、市所有の施設を増築し、取得することを計画する。

豊田市立東広瀬こども園ほか1園増築園舎等取得事業（以下「本事業」という。）では、以下の課題に対し、その解決のための取組を行う。

●豊田市立東広瀬こども園

- ① 育休退園制度の廃止及び近隣の宅地開発により園児の増加が見込まれるなか、本市の厳しい財政事情も鑑み、費用対効果の高い施設整備が必要である。
- ② 豊田市立東広瀬こども園は駐車場が少ないため、定員数の増加により更に駐車場不足となるので、敷地内を有効利用し、駐車場の拡大が必要である。
- ③ 工事期間も既存園舎では保育を実施しているため、通常の保育に支障をきたさないように工事をする必要があり、園庭で遊ぶ子どもの安心・安全を徹底することが必要である。

●豊田市立若園こども園

- ① 育休退園制度の廃止及び近隣の宅地開発により園児の増加が見込まれるなか、本市の厳しい財政事情も鑑み、費用対効果の高い施設整備が必要である。
- ② 工事期間も既存園舎では保育を実施しているため、通常の保育に支障をきたさないように工事をする必要があり、園庭で遊ぶ子どもの安心・安全を徹底することが必要である。

本事業では、民間事業者の持つ技術力を活用し、良質かつ低廉な園舎を確保することを第一の目的とする。

なお、本要領で使用する用語の定義は、別に定める「豊田市立東広瀬こども園ほか1園増築園舎等取得事業実施要綱」の規定による。

2 事業の名称

豊田市立東広瀬こども園ほか1園増築園舎等取得事業

3 事業の内容

本事業は、園舎及びその附帯施設（以下「園舎等」という。）の整備案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者（以下「選定事業者」という。）を選定するものである。

選定事業者が整備した園舎等を市が買い取る。

なお、本要領及び提出書類説明書（以下「様式集」という。）に記載がない事項は、本要領等に対する事業者からの質問への回答による。

4 事業の流れ

- (1) 市は、園舎等の整備に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を選定する。
- (2) 市は、選定事業者との間で、本事業を実施するための基本的事項を定めた協定（以下、「基本協定」という。）を締結する。
- (3) 選定事業者は、基本協定に基づき園舎等の設計を行い、設計が完了した後、建築基準法第6条の規定に基づく確認申請書または同法第18条の規定に基づく計画通知書の提出の2週間前に、市の確認（以下「設計確認」という。）を受ける。
- (4) 選定事業者は、建築基準法第6条または第18条に基づく確認済証を取得した後、市に報告しなければならない。
- (5) 市は、建築工事の着手前に、園舎等の売買仮契約を締結する。
- (6) 市は、売買仮契約締結後、速やかに議会に当該議案を提出する。
- (7) 市は、議案の議決後、速やかに選定事業者と園舎等の売買契約（以下「売買契約」という。）を締結し、選定事業者は、当売買契約に基づき、園舎等を整備する。
- (8) 選定事業者は、園舎等が完成した時は、建築基準法第7条の2または第18条の規定による検査に基づく検査済証などの手続終了後、売買契約に定める書類を市に提出し、完成報告をしなければならない。
- (9) 市は、(8)の報告があった場合は、速やかに買取検査を行い、買取検査に合格した場合は、当該園舎等の引渡しを受ける。

5 選定事業者の業務

本事業において、選定事業者が行う業務は「別表1－調査業務等の内容」のほか、次のとおりとする。

- (1) 調査
 - ① 測量及び地質調査（必要な場合。）
 - ② 近隣及び電気、電話、ガス、上下水道等に関する必要な調査等
- (2) 設計・工事監理
 - ① 園舎等の基本設計及び実施設計
 - ② 園舎等の工事監理（監理書類作成・品質管理等）

③ 各種手続

(3) 施工

① 園舎等の増築（建築設備・外構工事を含む。）

② 各種申請手続

③ 室内の空気中化学物質濃度の測定及び、六価クロム溶出試験（地盤改良等を行う場合）

④ 安全確保等の近隣対策（公衆災害の防止に係る安全対策、近隣挨拶や作業後の清掃等、工事現場において一般的に実施する対策）

⑤ その他土地の状況に応じた園舎等の敷地の整備に必要な業務

(4) 建物取引

① 園舎等の売買・引渡しに関する業務

(5) その他

① その他、本事業において必要となる業務

6 費用の負担

(1) 市の負担（提案事業費に含まないもの）

仮設電気及び仮設水道をこども園から分岐して使用する場合は、電気及び水道の基本料（選定事業者は使用量を測定し精算すること。）

(2) 選定事業者の負担

上記以外の市が園舎等を買収するまでの事業実施に要するすべての費用

7 事業のスケジュール

本事業の予定スケジュールは以下に示すとおりとする。

なお、園舎等の引渡しのスケジュールは各選定事業者の提案に基づき決定する。

募集要領等の公告・配布	令和5年 2月28日(火)～令和5年 3月10日(金)
質問書の受付(参加表明及び募集要領等)	令和5年 2月28日(火)～令和5年 3月10日(金)
質問への回答・公表	令和5年 3月17日(金)
参加表明書の提出	令和5年 3月17日(金)～令和5年 3月24日(金)
現地見学日	令和5年 3月 8日(水)～令和5年 3月13日(月)
参加表明資格審査結果公表・通知	令和5年 3月31日(金)
提案書の提出	令和5年 4月 3日(月)～令和5年 4月14日(金) ※土日祝日を除く各日の午前9時から午後3時まで
ヒアリング通知	令和5年 4月17日(月)
事業者ヒアリング	令和5年 4月21日(金)
選定事業者の決定	令和5年 5月 8日(月)
売買契約締結までのスケジュールの提出	令和5年 5月12日(金)
設計(案)に関する協議	令和5年 5月中旬～ 5月下旬
基本協定締結	令和5年 5月中旬(予定)
図面(配置図・平面図)、見積書の提出	令和5年 5月中旬
売買仮契約額の確定	令和5年 5月下旬
売買契約	令和5年 6月下旬(予定) ※令和5年6月議会議決後
園舎等建築工事	令和5年 9月上旬～令和6年 2月下旬(予定)
売買変更契約(必要が生じた場合)	令和5年9月下旬又は12月下旬(予定) ※令和5年9月又は12月議会議決後
園舎等買取検査	令和6年 2月下旬(予定)
園舎等の引渡し	令和6年 2月29日(予定)

第2 募集の内容

本事業は、豊田市立東広瀬こども園及び豊田市立若園こども園の敷地に園舎等を増築するものであり、その整備方針等を下記に示すとおりとする。

1 対象敷地

豊田市立東広瀬こども園

土地の所在地	豊田市東広瀬町蔵屋敷19-1ほか
敷地面積	7,303.64㎡
市街化区域等	市街化調整区域
建ぺい率/容積率	60% / 200%
備考	給水：上水道（こども園内配管から分岐） 排水：浄化槽（資料1を参照すること） 電気：現地確認 防火地域：指定なし

豊田市立若園こども園

土地の所在地	豊田市中根町永池192-18ほか
敷地面積	6,122.31㎡
市街化区域等	市街化調整区域
建ぺい率/容積率	60% / 200%
備考	給水：上水道（こども園内配管から分岐） 排水：浄化槽（資料1を参照すること） 電気：現地確認 防火地域：指定なし

2 整備方針等

(1) 整備方針

園舎等は、以下の整備方針に沿って整備するものとする。

- 1) 園児が安全で快適に過ごすことができ、園児の安全等を管理しやすい空間づくりに配慮すること。
- 2) こども園敷地内に建設することを踏まえた動線等及び施工における現場体制・事故防止・安全対策等に配慮をすること。

(2) 整備の基本条件

整備に当たっては、以下の事項を原則とする。原則によらない場合は、豊田市と協議すること。

1) 構造等

建築基準法、消防法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の関連法令に適合すること。

建築基準法上の用途は「児童福祉施設」として扱う。建物に要求する耐火性能は、建築基準法、児童福祉法及び豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例上求められる性能以上を有するものとする。

建物の構造（木造・鉄骨造等）や、屋根形状（陸屋根、勾配屋根）は、提案による。

延床面積の目安は、1園あたり420㎡程度とする。

階数は2階建てとする。

資料2より建設予定地近隣のボーリングデータを参考として地盤補強の検討を行うこと。基本協定締結後に必要に応じて地質調査を行い、必要な地耐力を確保した設計すること。

2) 配置計画

資料3-1、資料3-2より建設予定場所を参照して計画すること。採光や通風、動線（園児、職員、保護者）を考慮した配置計画とすること。ただし、インフラに関わる資料については、実際とは異なる場合があるため、現地調査の上計画を立てること。

3) 平面計画（※1園あたり）

①共通

- ・天井高さは2.4m以上を確保すること。
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び人にやさしい街づくり条例（愛知県）に準拠し、段差や凹凸がない構造とすること。
- ・2階へのエレベーターの設置は行わないが、給食を運ぶために小荷物専用昇降機を設置すること。
- ・各室間の開口部は引き戸とし、移動等円滑化経路の有効開口幅100cm以上確保すること。
- ・床は拭き掃除ができる仕上げとすること。
- ・通風・採光に考慮し、開口部を設けること。窓ガラスは、学校用強化ガラス（ $t=4\text{mm}$ ）とすること。また、居室の窓は透明にすること。ただし、施設の配置が宅地などに面し外部からの視線が入る場合は園児の安全性を考慮し、型板ガラスを使用すること。居室の窓にカーテンレール及び網戸（SUS316 経径0.2~0.6mm、網目16又18メッシュ）を設置すること。
- ・2階の窓は、転落防止のため床面から1.1m以上に取り付けること。園庭に面する窓については、ボール等が当たることを想定して対策を講じること。
- ・給水、給湯の屋外露出配管（既設配管共）には凍結防止ヒーターを設置すること。

②乳児室（若園こども園1階2部屋）

- ・園児が安全に安心して過ごす生活の場として、落ち着いて生活できるスペースや機能を備える室であることを考慮すること。
- ・園児の遊びの活動拠点として、活動的な遊びをする一方で、絵本を読んだり、昼寝をしたりすることも想定して、設備、備品等の安全対策を施すなどして園児が過ごしやすいように空間構成を工夫すること。
- ・乳児は裸足で生活するため、足が冷えないような工夫をすること。
- ・若園こども園の1階2部屋分に乳児室を整備する。
- ・~~各室定員1人当たりの面積は、1.98㎡とし、定員は30人を見込む。~~
- ・上記から1部屋あたりの面積は6±5.3㎡以上とする。

・照明はLED照明とし、照度は学校環境衛生基準に準拠し300lx以上を確保する計画とすること。

・各部屋の天井に扇風機を2台ずつ設置すること。

・各部屋に備品等の配置を考慮し3か所以上、コンセント（2口）を設置すること。

ただし、コンセントの高さはFL+1300mm以上とすること。

・使い勝手や感染症等予防対策を考慮し、各部屋に乳児用手洗い場（蛇口4個以上）を設置すること。なお、手洗い場の面積は乳児室の必要面積とは別に確保すること。

・各乳児室にホワイトボード（W1500×H900mm程度）を1つ設置すること。

ただし、ホワイトボードの高さはFL+1300mm以上とすること。

・引き戸には、指はさみ防止器具又は指づめ防止ゴムを取付けること。

・出入口には室名札を設置すること。

・既存の職員室と会話できるインターホンを設置すること。

・乳児室内の備品は豊田市が備品購入で対応する。

※ただし、乳児室には物置を設置すること（以下④物置参照）

③保育室（若園こども園2階2部屋、東広瀬こども園4部屋）

・園児が安全に安心して過ごす生活の場として、落ち着いて生活できるスペースや機能を備える室であることを考慮すること。

・園児の遊びの活動拠点として、活動的な遊びをする一方で、絵本を読んだり、昼寝をしたりすることも想定して、設備、備品等の安全対策を施すなどして園児が過ごしやすいように空間構成を工夫すること。

・若園こども園の2階2部屋及び東広瀬こども園4部屋に幼児室を整備する。

・各室定員1人当たりの面積は、1.98㎡とし、定員は30人を見込む。

・上記から1部屋あたりの面積は61㎡以上とする。

・照明はLED照明とし、照度は学校環境衛生基準に準拠し300lx以上を確保する計画とすること。

・各部屋の天井に扇風機を2台ずつ設置すること。

・各部屋に備品等の配置を考慮し3か所以上、コンセント（2口）を設置すること。

ただし、コンセントの高さはFL+1300mm以上とすること。

・使い勝手や感染症等予防対策を考慮し、各部屋に乳児用手洗い場（蛇口4個以上）を設置すること。なお、手洗い場の面積は乳児室の必要面積とは別に確保すること。

・各保育室にホワイトボード（W1500×H900mm程度）を1つ設置すること。

ただし、ホワイトボードの高さはFL+1300mm以上とすること。

・引き戸には、指はさみ防止器具又は指づめ防止ゴムを取付けること。

・出入口には室名札を設置すること。

・既存の職員室と会話できるインターホンを設置すること。

・保育室内の備品は豊田市が備品購入で対応する。

※ただし、各保育室には物置を設置すること（以下④物置参照）

④物置

- ・物置の面積はおおむね1. 2㎡程度を確保すること。園児のおひるねベッド（W1500×D800mm程度）を収納することを想定する。
- ・扉は引き戸とし、鍵を設置する。ただし、子どもが自由に開けられないように工夫すること。
- ・扉の有効幅は上記おひるねベッドの出し入れに支障がないように設定すること。

⑤トイレ

- ・保育室2部屋につきトイレ1箇所を計画すること（男女兼用）。トイレ1箇所につき、幼児用洋式大便器を4器以上、幼児用小便器を5器以上、職員用の洋式大便器を1箇所以上設置すること。
- ・個室は全て鍵をつけること。ただし、職員用トイレは子どもが自由に中に入れられないように工夫すること。幼児用は外から職員が鍵を開けられるようにすること。
- ・便座は暖房便座とし、職員用は洗浄付きとする。
- ・大便器には紙巻器を設置すること。
- ・入口に最も近い位置の小便器にはI型手摺、大便器、職員用にはL型手摺を設置すること。
- ・トイレ1箇所あたり掃除道具入れを設置すること。ただし、子どもが開けることができないように工夫すること。
- ・掃除道具入れの中には掃除用流し（W560×D460×深さ330mm程度）を設置すること。
- ・1棟につき1箇所はシャワーパンを設置すること。
- ・幼児用大便器のブースの高さは1200～1300mm程度とすること。
- ・床は乾式化とする。
- ・手洗い場（蛇口2箇所）を設置すること。（手洗い場が屋外の場合は温水化すること。）ただし、給湯機器からの出湯温度は45度以下とし、直接手に触れてもやけどをおこさない温度とする。
- ・トイレ付近の窓ガラスは外から見えることがないよう工夫すること。
- ・出入口には室名札を設置すること。

4) 設備計画

- ・給水は、こども園敷地内の給水管から分岐すること（子メーターは不要とする。）。
- ・排水は、浄化槽に接続し、適切に処理すること。処理の方法は提案による。ただし、園運営に支障のないよう配慮すること。
- ・敷地内の給排水等の配管の迂回が必要な場合は、既設管と同等の品質で行うこと。
- ・電気引込みについては、既設園舎と一体利用として計画すること。敷地内に引込み柱が必要な場合は計画すること。こども園との受電エリアの区画の明示（フェンス等）は別途市が行う。
- ・エアコン等の設備は、ガスを熱源とした機器の導入は想定していない。
- ・照明はLED照明を用い、照度検討し器具を選定すること。
- ・必要換気量を算定し、換気扇を設置すること。負荷計算を行い保育室にエアコンを設置すること。
- ・別途手配する防犯設備用の空配管（主出入口から事務スペース）を用意すること。

5) 渡り廊下、外構計画

- ・既存の園舎からの渡り廊下を確保すること。
- ・園舎の増築に伴う、支障物件は移設すること。(遊具等)
- ・渡り廊下は、園児や保護者や職員及び給食の運搬にも使用するため、屋根及び腰壁を設置し、可能な限り風雨の対策をすること。囲いを設ける場合は、透明な素材で囲うなど、視認性を確保すること。
- ・建物周囲から主出入口へは、段差のない構造とし、必要に応じてスロープや手摺等を設置すること。(やむを得ない場合は、バリアフリー法に基づき、20mm以内とする) 移動等円滑化経路の幅員は100cmを確保すること。
- ・日没時に危険がないように照明を設置すること。
- ・エアコンの室外機は園児が触れないようにメッシュフェンス等で囲うこと。
- ・屋根の点検が行えるような工夫をすること(タラップの設置等)。
- ・東広瀬こども園については駐車場整備を行い、13台程度駐車台数を増やすこと。
※手法については既存駐車場内の倉庫を撤去し砂利敷き及び区画する。(資料3-1、3-2参照)

(3) その他

- ・工事着手前にこども園行事を確認し工程を組み、市の承諾を得ること。
- ・工事施工に当たってはこども園敷地内での工事となるため、こども園運営に配慮した施工計画及び工程計画とすること。園児の登降園に用いる動線を確保し、工事車両の乗り入れは、登降園の時間に配慮すること。必要に応じて誘導員を配置すること。原則、土日祝日は施工しないこと。
- ・園舎等の建築に伴い必要となる措置(工作物や外構の復旧、配管配線の切り回し及び建築基準法による園舎の延焼の恐れのある開口部への措置、関係法令の既存不適格の解消等)も必要に応じ本事業として計画すること。
- ・工事にあたり必要となる仮設電気、仮設水道をこども園側から借りる場合は、子メーターを設置して基本料を除く実費分を精算し、負担すること。
- ・こども園内で別途工事等が行われる場合は調整に協力すること。
- ・地震や災害が発生した場合を想定して避難経路の確保等対策を講じること。
- ・工事期間中の資材スペース、駐車スペース等は仮設計画時に施設管理者と協議し、承諾を得ること。

(4) 要求水準

市が園舎等に求める性能水準(以下「要求水準」という。)は以下によるものとする。
これによりがたい場合は協議を行い、市の承諾を得ること。

①基本事項

- 1) 園舎の屋根及び外壁は、雨水の浸入を防止し、構造方法に応じた防水措置を施すこと(10年以上の保証又は当該保証と同等以上の性能を有すること。)
- 2) 防火性能は、建築基準法及び児童福祉法の規定を満たすこと。

3) 整備内容についてこども園及び周辺との調和を図るため、選定事業者は市と協議・調整を行うこと。

(5) 園舎等の買取費

①園舎等の買取費

園舎等の買取費（建設に必要な解体費を含む。）は買取費の上限に示す額を上限額とし、その金額の範囲内で事業者が提案する価格を評価するものとする。

②買取費の上限

園舎等の総額は379,447千円（消費税込）を上限とする。また、売買契約に当たっては、選定事業者が作成した実施設計図書及び内訳明細書を基に、市が精査、確認した上で締結するものとする。

なお、実施設計図書及び内訳明細書の内容について、市は選定事業者と協議の上、調整することができるものとする。

第3 提案内容

1 提案の範囲

本事業においては、園舎等に関する事項（配置計画、平面計画、売買価格など）、その他本事業に関する独自提案を求め、総合的に評価するものとする。

2 提案の項目

(1) 園舎等に関する事項

1) 園舎等の供給体制（建築設計を担当する者）に関する提案

- ・ 応募者の実績
- ・ 配置技術者の経験・資格

2) 園舎等の供給体制（施工を担当する者）に関する提案

- ・ 児童福祉法で規定する保育所又は幼保連携型認定こども園の新築、増築又は改修の施工実績及び公共工事の受託実績
- ・ 配置技術者の経験・資格及び公共工事の管理実績（現場代理人または監理技術者の監理実績と資格保有状況）

3) 園舎等の配置計画、平面計画、仕様に関する提案

- ・ 園児が安全で快適に過ごすことができる空間になっているか評価(園児の目線等)
- ・ 園児の安全等を管理しやすい空間になっているか評価

4) 法解釈

- ・ 既存建物等への影響を踏まえた建築関係法令の解釈の妥当性

5) 事業実施計画等に対する提案

- ・ 引渡しまでの事故防止・安全対策等に関する取組
- ・ 豊田市の様々な施策や取組を推進する提案
- ・ 豊田市内に事務所又は事業所を有する事業者の参画状況
- ・ 事業期間を短縮する提案

6) 園舎等の売買提案価格

・廉価で要求水準を備えた売買提案価格（上限金額379,447千円）。

※本事業において必要なすべての施設等の整備に関して算出するものとする。

第4 応募者の要件

1 共通事項

(1) 応募者

応募者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される共同体（以下「グループ」という。）とし、グループで応募する場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。

(2) 参加資格

単独事業者又はグループは、2の参加資格要件を満たす者であること。

(3) グループの構成員

- ① 応募書類の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、市がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りでない。
- ② 構成員は、本事業に係る提案を行う他のグループの構成員となることはできないものとする。

(4) その他

- ① 関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となることはできない。
- ② 応募者が、応募書類の受付日以後に参加資格要件を欠くこととなった場合は、原則として失格とする。ただし、市がやむを得ないと認める場合は、参加資格要件を欠く応募者の変更等（代表事業者を除く。）を妨げない。

2 参加資格要件

(1) 単独事業者

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
- ③ 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- ④ 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- ⑤ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表2に定める資本関係や人的関係がないこと。（資本又は人間関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることを妨げるものではない。）

- ⑥建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けている者であること。
- ⑦元請けとして次の施工実績を有し、かつ当該工事の管理実績を有する技術者を配置できる者であること。
- ・建築基準法で規定する特殊建築物の新築工事（延床面積200㎡以上）（平成24年4月以後）
（注1）実績には、請負契約による工事、PPPやリース契約に附帯する施工実績を含むものとする。
 - （注2）実績における延床面積の確認は建築基準法に基づく検査済証の写しの添付をもって行うものとする。
- ⑧ 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること（設計業務等について、同要件を満たす建築士事務所に委託する場合は、不要とする。）。
- ⑨ 宅地建物取引業法（昭和2年法律第176号）に基づく宅地建物取引業者の免許を有していること。
- ⑩公告日において税の滞納がないこと
- ⑪令和4年度及び令和5年度の豊田市入札参加資格（工事）を有する者であること。
- 上記の資格を有しない者については、以下の書類を提出することで当資格を有する者とみなす。
なお、当該書類は、公告日においては発行日から3月以内のものとする（内容が鮮明であれば、写しも可とする。）。
- ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - イ 納税証明書（国税）（未納が無いことの証明）
 - ウ 納税証明書（愛知県税）（未納が無いことの証明）
 - エ 納税証明書（豊田市税）（未納が無いことの証明）
- （注3）豊田市内（愛知県内）に事業所が無い者等で納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」（「様式集」に定める様式2-4②）

（2）グループ

- ①代表事業者を含むグループの構成員（以下、「構成員」という。）は、第4-2（1）①から⑤、⑩の要件を満たすこと。
- ②構成員のうち施工を担当する者は第4-2（1）⑥、⑦、⑪の要件を満たすこと。
- ③構成員のうち建築設計、工事監理を担当する者は第4-2（1）⑧を満たすこと。
- ④構成員のうち1者は第4-2（1）⑨の要件を満たすこと。

第5 応募の手続

1 公募の方法

（1）募集要領等の公表・配布

- ① 公表・配布日時：令和5年2月28日（火）
- ② 公表・配布方法：ホームページで公表するとともに、豊田市役所子ども部保育課において配布する（実施要綱、事業者募集要領、様式集、事業者評価基準、基本協定書（案）、売買契約書（案）各1部）。

- ③ 配布期間：令和5年2月28日（火）から同年3月10日（金）まで（土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（以下「開庁日」という。）。

（2）参加表明及び募集要領等に関する質問

参加表明及び募集要領等に関する質問の受付及び回答は、以下のとおり行うものとする。

- ① 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「様式1-1参加表明に関する質問書」、募集要領については「様式1-2募集要領等に関する質問書」に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。
- ② 提出期間：令和5年2月28日（火）から同年3月10日（金）までの開庁日
※最終日の午後5時15分までに必着のこと。
- ③ 提出先：豊田市役所子ども部保育課 E-mail：hoiku@city.toyota.aichi.jp
- ④ 回答：令和5年3月17日（金）にホームページにて公表する。
- ⑤ その他：園舎設置予定地見学希望者に対して、以下の日程で施設見学を行う。
見学日程：令和5年3月8日（水）～同年3月13日（月）
見学時間：1時間程度
申込方法：保育課へ電話で連絡
申込期日：令和5年3月10日（金）
※見学日時については、別途連絡を行う。

2 参加表明及び応募の方法

参加表明及び応募書類の正・副本（添付書類含む。）を作成するものとする。

（1）参加表明

本事業に対する参加の表明は、以下のとおり行うものとする。

- ① 提出方法：様式集に定める様式2-1から様式2-11（正本2部、副本10部）までに必要事項を記入の上、持参又は簡易書留郵便により提出すること。
- ② 提出期間：令和5年3月17日（金）から同年3月24日（金）までの開庁日とし最終日の午後5時15分までに必着のこと。
- ③ 提出先：豊田市役所子ども部保育課（東庁舎2階）
- ④ 審査結果：参加表明資格の審査結果は、令和5年3月31日（金）から郵送により通知する。

（2）応募

応募者は、提案書等を以下により提出するものとする。

- ① 提出方法：様式集に定める様式3-1から様式3-7（正本2部、副本10部）まで及び別記様式1及び別記様式2（1部）に必要事項を記入、用意の上、持参により提出すること。なお、様式3-1から様式3-7は、Microsoft Word及びAdobe PDF形式による電子ファイルでも提出すること。提出はCD・DVD等のディスクを使用し、ウイルスチェックを実施した上で、盤面に事業者名（グループ名）を記載すること。
- ② 提出日時：令和5年4月3日（月）から同年4月14日（金）までの開庁日

※土日祝を除く各日の午前9時から午後3時まで

③ 提出先：豊田市役所子ども部保育課（東庁舎2階）

(3) 提出書類

応募者が作成・提出する応募書類は「提出書類説明書（様式集）第4応募書類リスト」のとおりとする。

(4) 応募に当たっての留意事項

① 募集要領の承諾

応募者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

② 費用負担等

応募書類の作成及び提出などの応募に関し、必要な費用はすべて応募者の負担とする。

③ 公正な執行

応募者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はそのおそれがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

④ 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない事由があるときは、公募の実施を延期し、又は取りやめることがある。

⑤ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- 1) 応募資格がない者による応募
- 2) 代表事業者以外の者による応募
- 3) 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募
- 4) 記名のない提案書による応募
- 5) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- 6) 応募者及びその代理人が行った2以上の応募
- 7) その他募集に関する条件に違反した応募

(5) 提案書の取扱い

① 著作権

本事業に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、選定事業者の提案書等の著作権は豊田市に帰属する。なお、事業者の選定に関する情報の公表及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料、施工・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として当該提案を行った応募者が負うものとする。

③ 市の提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

④ 応募書類等の変更の禁止

応募書類等の変更はできない。ただし、提案書における誤字・脱字等の修正については、この限りでない。

③ 使用する言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（昭和26年法律第207号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

④ その他

市は豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(6) 提案内容のヒアリング

①開催日 令和5年4月21日（金）

②開催場所 豊田市役所

③備考

ア 事業者別のヒアリングの時間、待機場所等は、別途通知する。

イ 出席者は、提案内容の説明ができる者とする。

ウ ヒアリング時には、提案書以外の資料を配布及び持参することはできない。

エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

3 選定事業者の決定

(1) 評価体制

市は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、選定委員会を設置し、別に定める事業者評価基準により、応募内容の評価を行う。

(2) 評価方法

本評価は、参加資格要件、施工実績、売買価格及び提案により評価する。

ア 失格条件

応募者が、参加資格要件、売買価格のいずれか1つ以上の要件を満たしていない場合は、失格とする。

イ 事業者の選定

市は、事業者ヒアリングを実施した後に採点を行い、総合評価点が最も高い者を選定事業者として選定し、選定事業者の次に総合評価点の高い者を次点者として1者選定する。ただし、応募が1者の場合又は選定事業者以外の事業者の本事業に係る提案が、市の期待する水準に達していないと判断した場合には次点者を選定しない。

なお、市は選定事業者との間で優先的に基本協定の合意に関する協議を行うものとし、選定事業者との協議が整わない場合に、次点と協議を行うものとする。

ウ 選定結果の公表

選定結果は、令和5年5月8日（月）に応募者に文書で通知し、併せて豊田市ホームページ上で公表する（電話等による問合せは不可とする。）。

(3) その他

- ① 市は、応募者が故意に選定委員に接触するなど、不正行為を行ったと認められる場合は、当該応募者を失格とする。
- ② 本事業における事業者の選定過程において、応募者が無い、又は、いずれの応募者も事業目的の達成が見込めない等の理由により、本事業の実施が困難と判断した場合は、事業者を選定せず、その旨を速やかに公表する。

第6 その他

1 契約に関する事項

(1) 契約に関する協議

市は、提案内容に基づき選定事業者との協議を実施し、事業の実施内容を明確にした上で、当該事業者との基本協定、売買契約を締結するものとする。

なお、選定事業者と協議が調わなかった場合には、次点の事業者を選定事業者とみなし、その提案内容に基づき、協議を実施するものとする。

(2) 基本協定の締結

基本協定は、選定事業者が決定し、事業内容の事前協議を行った後に締結する。

(3) 売買契約の締結

売買契約書の内容は、その仮契約締結前であれば提案内容に応じた文言修正を可能とする。

(4) 基本協定書、売買契約書の作成費用

契約内容の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代など、作成に要する費用は選定事業者の負担とする。

2 リスクに関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業においては、市と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、良質かつ低廉な放課後児童施設等が供給されることを優先するものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市及び選定事業者において予想されるリスクの内容並びに責任分担の考え方は、「別表3－主要リスク分担表」のとおりとする。

3 関係法令等

本事業の実施に当たって適用すべき基準及び条例等は以下のとおりとする。

- ・ 豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・ 愛知県建築基準条例（昭和39年条例第49号）
- ・ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年条例第33号）（愛知県）
- ・ その他本事業に関連する法令、県及び市で定める条例及び規則等

4 その他必要な事項

(1) 議会の議決

①本事業は令和5年度当初予算で実施するため、令和5年3月議会で当初予算の議案が否決された場合は事業の実施を中止する。なお、議案が否決された場合でも、市はプロポーザルにかかった経費を負担しないものとする。

②本事業の実施に係る議案の豊田市議会への提出は、市と選定事業者による売買契約の締結前とする。なお、売買契約の議案が否決された場合、売買仮契約は解除する。また、市は否決時までに、選定事業者が調査・設計のために係った経費を事業者に支払うものとする。

(2) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、ホームページ等により適宜提供する。

(3) 排水承諾について

建設に際し、関係機関と協議を行い、必要な対策をとること。

5 市の担当窓口

本事業に関する市の担当窓口は以下のとおりとする。

豊田市役所 子ども部 保育課 公立支援担当（東庁舎2階）

〒471-8501

愛知県豊田市西町三丁目60番地

電話 0565-34-6809（直通） FAX：0565-32-2088

E-mail：hoiku@city.toyota.aichi.jp

ホームページ：豊田市トップページから検索 「市政情報」→「子ども部」→「保育課」

※組織改編により、令和5年4月以降の部名が「子ども部」から「こども・若者部」に変更となります。

調査業務等の内容

調査名	実施内容等	備考
ライフライン調査	公表するライフライン関係資料(ホームページで公表)によるほか、必要に応じた調査を実施する。 調査の結果、電柱等の支障移転など必要な調整事項を報告書として取りまとめ提出する。	
空気中の化学物質の濃度測定	園舎の室内空気質は、学校環境衛生基準の濃度指針値以下とすることとし、測定は工事完了後に工事施工者が実施する。 ①測定物質 1)ホルムアルデヒド 2)トルエン 3)キシレン 4)エチルベンゼン 5)スチレン 6)パラジクロロベンゼン ②測定箇所数 各階1ヶ所以上の活動室で測定する。 (日照の多い南側活動室での測定を原則とする。) ③その他 採取の条件・方法等は、学校環境衛生の基準に基づく評価方法基準による。	
地質調査 (任意)	敷地の土質強度等を的確に把握し、放課後児童施設の基礎構造設計を適切に行うため、必要に応じた調査を実施する。 調査で得られた資料を基に、地質・土質を適切に解析し、報告書として取りまとめ提出する。	
六価クロム溶出試験 (必要な場合)	地盤の改良を行う場合は、六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。 なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。	
既存園舎等の建基法等関係法令に係る既存不適格調査	園舎の増築にあたり、既存園舎の法令等適合状況を調査し、現行法に適合させるために必要な対応等を明らかにし、報告する。	

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	<p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
(2) 人的関係	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>

主要リスク分担表

○：主負担（リスクが顕在化した場合に原則として負担を行う）

△：従負担（リスクが顕在化した場合の負担が主負担に比べて少ない又は限定的に負担）

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
1 共通	情報提供関連	募集要領等記載内容の誤り及び変更	○		
	契約関連	市の事由による契約締結の遅延・中止	○		
		事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○	
	応募関連	応募費用に関するもの		○	
	制度関連	政治・行政	本事業に直接的影響を及ぼす市に関わる政策の変更・中断・中止	○	
			事業に関わる法令の変更、新たな規制法の成立	○	
		法制度	上記以外の法令の変更		○
			許認可	事業に必要な許認可の取得遅延又は取得困難	
		市の事由による事業者の許認可取得の遅延		○	
		税制度	消費税の範囲変更や税率変更等	○	
			法人の利益や運営に係る税制の新設・変更等		○
			建物所有に関する税制の新設・変更等 (放課後児童施設等の市への所有権移転前)		○
			事業に直接的影響を及ぼす税制の新設・変更	○	
			上記以外の法人税の新設・変更等		○
	対外関連	住民対応	提案内容に係るもの		○
		第三者賠償	業務の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○
		環境問題	工事等による騒音・振動・地盤沈下・地下水断絶、大気・水質汚染、臭気、電波障害等に関する対応		○
	債務不履行関連	市の債務不履行による中断・中止	○		
		事業者の債務不履行による中断・中止		○	
	不可抗力関連	天災、暴動等自然的又は人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○	△	
経済関連	資金調達	事業の実施に必要な資金調達・確保		○	
	金利	金利変動		○	

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
2 園舎等建設	発注者責任関連	要求水準の不備、変更による契約内容の変更	○	
		事業者の指示・判断の不備、契約内容の変更		○
	測量・調査関連	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
		地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財の発見により新たに必要となった測量・調査に関するもの	○	△
	設計変更関連	市の提示条件の不備、要求水準の変更によるもの	○	
		事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○
	用地の確保関連	事業用地の確保に関するもの	○	
		事業用進入路や資材置き場等確保に関するもの		○
	用地の瑕疵リスク関連	文化財に関するもの	○	
		土壌汚染に関するもの	○	
		上記以外の地質障害・地中障害物その他予見できないことに関するもの	○	
	工期変更 (工事遅延) 関連	市の指示及び市の責めに帰すべき工期変更、引渡しの遅延	○	
		事業者の責めに帰すべき工期の延長、引渡しの遅延		○
	建設コスト (工事費増大) 関連	市の指示及び市の責めに帰すべき工事費の増大	○	
		上記以外の事業者の責めに帰すべき工事費の増大		○
	建設物価変動関連	建設物価の価格変動に関するもの		○
工事監理関連	工事監理の不備によるもの		○	
住民対応関連	建設に伴う周辺環境等の変化に係る苦情処理等		○	
警備関連	設備・原材料の盗難・損傷により費用増加及び遅延が生じたもの		○	
第三者使用関連	基本協定及び売買契約相手方の使用に関するもの		○	
要求水準未達成関連	施設完成後、市による検査で発見された要求水準の不適合・施工不良に関するもの		○	

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
2 園舎等建設	支払遅延・不能関連	放課後児童施設等整備費の支払の遅延・不能に関するもの	○		
	施設等損傷関連	引渡し前に工事目的物や材料などに生じた損傷		○	
	契約不適合責任関連	契約期間中に発見された要求水準の不適合・施工不良に関するもの		○	
	工事の中止関連	市の指示による工事の中止		○	
		事業者の責めに帰すべき事由による工事の中止			○
安全管理関連	建設工事中に事故や第三者への損害が生じ、費用増加及び遅延が生じたもの			○	
3 その他	事業終了リスク	終了手続に伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続に伴う評価損益等		○	